

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する 法律の一部を改正する法律案の概要

1 改正の趣旨

国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの現行の基準について、最近における公務員給与の改定、諸物価の変動及び地方公共団体における選挙執行の状況等を踏まえ、投票所経費、開票所経費等について所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 最近における公務員給与の改定及び地方公共団体における選挙執行の状況等を踏まえ、投票所経費、開票所経費及び事務費等の基準額について、その積算基礎である超過勤務手当費等を実情に即するよう見直し、これらの基準額を改定すること。
- (2) 最近における物価の変動等を踏まえ、選挙公報発行費及びポスター掲示場費等の基準額について、その積算基礎である労務賃等を実情に即するよう見直し、これらの基準額を改定すること。
- (3) 施行は公布の日からとすること。

(参 考)

1 改正による選挙執行経費への影響額（地方公共団体委託費）

	改正案 A	現 行 B	差 引 C(A-B)	減少率 D(C/B)
衆議院議員総選挙	536.2億円	619.7億円	-83.5億円	-13.5%
参議院議員通常選挙	436.4億円	517.4億円	-81.0億円	-15.6%

- (注) 1 衆議院のBは、平成21年衆院選の予算額である。
2 参議院のBは、仮に改正しなかった場合の積算額である。

2 主な改正点

① 投票所経費（第4条）

(改定例：市の中の投票区で、選挙人数が2千人以上3千人未満の基準額)

区 分	改 正 案	現 行 額	伸 率
休日投票	1 投票所につき	1 投票所につき	
衆議院議員選挙	318,823円	403,253円	-20.9%
参議院議員選挙	312,495円	397,501円	-21.4%

- (注) 上記の投票所経費において選挙執行の状況を踏まえ見直した内容（衆参共通）
・投票所の事務従事者数に賃金職員を導入する（正規職員8人→正規職員6人、賃金職員2人）。
・投票事務に要する時間を16時間から14時間に見直す（法定13時間・準備撤去1.5時間ずつを、法定13時間・準備撤去0.5時間ずつに見直す。）。

② 開票所経費（第5条）

(改定例：市の中の開票区で、選挙人数が3万人以上4万人未満の基準額)

区 分	改 正 案	現 行 額	伸 率
休日投票（即日開票）	1 開票所につき	1 開票所につき	
衆議院議員選挙	1,165,401円	1,581,716円	-26.3%
参議院議員選挙	1,165,401円	1,581,716円	-26.3%

- (注) 1 上記の開票所経費において選挙執行の状況を踏まえ見直した内容（衆参共通）
・開票所の事務従事者数に賃金職員を導入する（正規職員105人→正規職員93人、賃金職員12人）。
・開票事務に要する時間を5時間から4時間に見直す（開票4時間・準備撤去30分ずつを、開票3時間・準備撤去30分ずつに見直す。）。
2 基準額のほか、4万人以上の開票所に適用される加算係数を0.30から0.15に見直す。

③ 選挙公報発行費（第7条）

(改定例：70万世帯以上100万世帯未満の都道府県の基準額)

区 分	改 正 案	現 行 額	伸 率
	1 世帯につき	1 世帯につき	
小選挙区選挙又は選挙区選挙	38.42円	42.73円	-10.1%
比例代表選挙	17.41円	17.48円	-0.4%

- (注) 選挙公報は、(小)選挙区選挙と比例代表選挙の公報が併せて配布されている。
そのため、配布経費は、(小)選挙区選挙に係る発行費にのみ計上されている。

④ ポスター掲示場費（第8条の2）

(改定例：1箇所当たりの区画数が9未満の基準額)

区 分	改 正 案	現 行 額	伸 率
	1 箇所につき	1 箇所につき	
区に設置されるもの	14,700円	15,225円	-3.4%
市に設置されるもの	13,650円	14,175円	-3.7%
町村に設置されるもの	12,600円	13,125円	-4.0%